道路運送法施行規則 (抜粋)

(昭和二十六年八月十八日運輸省第七十五号)

(事業計画)

第四条第2項

前項の事業計画には、次に掲げる事項を記載した路線図を添付するものとする。ただし、当該路線図について地域公共交通会議(地域住民の生活に必要な旅客輸送の確保その他の旅客の利便の増進を図るために必要な一般旅客自動車運送事業及び自家用有償旅客運送に関する協議を行うために一又は複数の市町村長(特別区の区長を含む。以下同じ。)又は都道府県知事が主宰する会議をいう。以下同じ。)又は地域公共交通の活性化及び再生に関する法律(平成十九年法律第五十九号)第六条に規定する協議会(次条第一項第二号から第六号までに掲げる者を構成員に含むものに限る。以下「協議会」という。)(以下「地域公共交通会議等」という。)における協議を経たときは、その添付を省略することができる。

- 一路線
- 二 営業所及び停留所の位置及び名称
- 三、自動車車庫の位置
- 四 道路法(昭和二十七年法律第百八十号)による道路(種類を明示すること。)、自動車道及び一般交通の用に供する場所の別並びにその種別ごとのキロ程及び有効幅員並びに待避所の位置
- 五 縮尺及び方位
- 六 自動運行旅客運送を行おうとする場合にあつては、当該自動運行旅客運送に係る第一号に 掲げる事項

(地域公共交通会議の構成員)

第四条の二 地域公共交通会議は、次に掲げる者により構成するものとする。

- 一 地域公共交通会議を主宰する市町村長又は都道府県知事その他の地方公共団体の長
- 二 一般旅客自動車運送事業者及びその組織する団体
- 三 住民又は旅客
- 四 地方運輸局長
- 五 一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体
- 六 自家用有償旅客運送について協議を行う場合には、地域公共交通会議を主宰する市町村長 又は都道府県知事の管轄する区域内において現に自家用有償旅客運送を行つている第四十九 条に規定する特定非営利活動法人等
- 2 地域公共交通会議を主宰する市町村長又は都道府県知事は、必要があると認めるときは、前項各号に掲げる者のほか、地域公共交通会議に、次に掲げる者を構成員として加えることができる。
 - 一 路線を定めて行う一般乗合旅客自動車運送事業又は自家用有償旅客運送について協議を行

う場合には、次に掲げる者

- イ 道路管理者
- 口 都道府県警察
- 二 学識経験を有する者その他の地域公共交通会議の運営上必要と認められる者

令和五年十月一日施行